

高齢者医療制度改革に関する意見

新たな高齢者医療制度の創設にあたっては、国民に不安や混乱を与えることなく、幅広い理解と納得が得られる制度とするよう、性急に結論を出さず、慎重に検討すること。

また、国民健康保険の安定運営を確保するため、特に下記事項を実現すること。

記

1. 改革の基本的な方向性

現行制度創設の経緯と制度定着の現状を鑑み、現行制度の根幹は引き継ぐとともに、保険料負担は現行水準を維持すること。

また、国民皆保険制度の受け皿である国民健康保険を将来に亘って堅持するための国の責任を明確に示すこと。

2. 運営責任

都道府県単位の財政運営により保険料負担の公平化及び財政基盤の安定化を目指した現行制度の利点を引き継ぐとともに、制度運営の責任は都道府県が担うことを明確にした制度とすること。

3. 国保の負担増とならない制度設計

国民健康保険の負担増とならない制度設計を行うこと。

4. 市町村国保の広域化

保険料水準の格差解消を図りつつ、市町村国保を都道府県単位の広域化し、制度運営の責任は都道府県が担うこと。

5. 準備期間の確保

新制度への移行にあたっては、システム改修等を含め、現場での混乱を避けるため十分な準備期間を確保すること。

平成22年6月18日

全 国 町 村 会